

地方公共団体が保有するパーソナルデータの  
効果的な活用のための仕組みのあり方に関する検討会

## 地方公共団体ヒアリング (多久市)

— 緑園に輝く —

みんなで創る 文教・安心・交流のまち 多久



多久市観光キャラクター『多久翁さん』



## はじめに

### 番号創国推進協議会

- ・ 平成26年1月設立(会長:横尾 俊彦 多久市長)
- ・ 参加自治体数 64(平成29年4月現在)
- ・ 趣旨

国や自治体そして産業界の取り組みにとどまらず、マイナンバー制度における問題を共有し、ともに課題を解決するとともに、新しい社会創造の役割を担うべく設立。将来のあるべき日本の行政のあり方をめざし、そこで必要な官民データ利活用の在り方も検討。



## 番号創国推進協議会の提言・意見書

- 「地方公共団体の保有する個人情報の保護に関する法律」  
（自治体個人情報保護法）を制定すること。  
（平成27年4月9日提言：「自治体データ及び医療データ連係と個人情報保護法制の問題点」）  
★国の法令によって個人情報の取り扱いルールを統一すべき
- 「地方公共団体個人データ保護・活用法」（仮称）を制定し、  
地方公共団体の保有する個人データの活用に関しては、  
条例ではなく法律でルール整備を行うことを求める。  
（平成29年4月13日意見書：「地方公共団体個人データ活用法」の制定を求める意見書）  
★個人情報利活用の部分だけでもルールを統一すべき



## 非識別加工情報の作成・提供のルール等について

- 複数の地方公共団体に対して提案を行う事業者の利便性を向上させるため、提案項目を標準化するのは、良いことと考える。
- しかし、これに関連し改正が必要な各地方自治体の個人情報保護条例については、国の法令で改正不要、又は、法律による代替で解決してほしい。
- 窓口機能の共通化についても、良いことであると考えられる。



## 非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みが、効果的に機能するために必要な手法等について

- 地方公共団体において一定の加工作業を行うことは、当然のことではないか。
- 非識別加工に限って国による認定制度まで必要か疑問である。
- 監督の制度についても、国による立入検査、指導・助言、是正命令が必要か検討すべき。



## 非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みが、効果的に機能するために必要な手法等について

- 複数団体の個人情報を取扱う機関のセキュリティ対策は、当然に必須とされることであるが、従来のセキュリティ対策とその強化の延長にある。
- 非識別加工情報の加工方法については、サンプリング以外にも様々な加工の手法があることから、適切な手法を活かすことが重要である。



## 立法措置の必要性について

- 非識別加工情報の加工基準については、個人情報保護委員会が定める規則とすべきであり、そうしていただきたい。
- 非識別加工情報の作成について、それぞれの地方公共団体が独自に適切な基準を作ることは困難である。
- 条例により非識別加工情報の作成・提供を行う場合、情報の提供の可否が各団体において判断されることとなる結果、地方公共団体ごとに判断がバラバラになることが懸念される。
- 複数の地方団体からの円滑なデータの収集・加工は、ビッグデータ活用等を考えると、条例を統一化する新たな立法措置が必要。



## ユースケースについて

- 共同で非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みにより、新産業の創出や、住民サービスの向上等につながるユースケースを民間事業者から提示してもらったうえで、新たな仕組みを検討することに賛成。
- 民間の個々の顧客ニーズに対応できるサービスのような行政サービスの創造が必要。



## 「まとめ」 として

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用に向けて、全国の地方公共団体が個人情報保護条例の改正を繰り返し行わなければならないような事態は、避けるべきである。

「条例改正のイメージ」を頂いたところだが、非識別加工情報の定義が煩雑で理解しがたい面があるのではないか。

国の法令によって統一的な仕組みを実現し、個人情報保護条例は改正不要とするか、法律により代替することによって解決されるような措置を強くお願いしたい。